

## 大分市中小企業等賃金引上げ奨励金に関するQ & A

### 【 質問項目一覧 】

#### ◆ 交付対象者に関すること

問 1	交付対象となる中小企業者を教えてください。
問 2	非営利法人（一般社団法人、NPO 法人等）や協同組合は対象となりますか。
問 3	1つの法人で複数店舗（事業所）を運営している場合、店舗ごとに対象となりますか。
問 4	法人本社の住所（個人事業者の住所）は大分市外ですが、大分市内に事業所があります。交付の対象になりますか。
問 5	交付対象とならない中小企業等の要件を教えてください。
問 6	創業間もない法人（個人事業主）も交付対象となりますか。
問 7	すでに廃業した、または今後廃業を予定していますが、奨励金の申請はできますか。

#### ◆ 交付要件の対象となる労働者に関すること

問 8	交付要件に該当する雇用する従業員の考え方を教えてください。
問 9	外国人労働者（特定技能や技能実習生など）も対象ですか。
問 10	交付申請時点において、既に退職している者は対象となりますか。
問 11	1つの申請者（交付対象者）で申請できる労働者数に上限はありますか。
問 12	対象期間中に大分市内の事業所に転勤してきた労働者は対象となりますか。

#### ◆ 対象賃金に関すること

問 13	最低賃金との比較方法を教えてください。
問 14	定額の手当（役職手当など）は、賃上げの対象となりますか。
問 15	基本給の計算には、定期昇給も含まれますか。
問 16	賃金の支払方法が時間給や日給であっても対象ですか。
問 17	繁忙期や平常時などで異なる時給を設定している場合、対象となりますか。
問 17	「非正規労働者」から「正規労働者」への転換で、賃上げ要件を満たした場合、対象となりますか。
問 19	固定残業代を採用している場合、申請時の注意点はありますか。
問 20	対象期間内に複数回の賃金の引上げを行うことで賃上げ要件を満たした場合は対象となりますか。

問 21	12月に賃上げをした場合は交付対象となりますか。
問 22	賃上げ対象期間内に最低賃金の改定があった場合はどうなりますか。
問 23	賃上げを行った際に、交付の対象となる場合と対象とならない場合を教えてください。

#### ◆申請手続きに関すること

問 24	申請期間を教えてください。
問 25	申請方法を教えてください。
問 26	申請書類はどこで入手することができますか。
問 27	支所で申請書類を受け取り、提出することもできますか。
問 28	申請書類一式を郵送してもらうことはできますか。
問 29	申請サポート窓口に向う場合、何を準備すれば良いですか。
問 30	申請サポート窓口の予約はできますか。
問 31	申請期限は申請方法により異なりますか。
問 32	申請後、不備の指摘を受けた書類はいつまでに提出すれば良いですか。
問 33	本社・本店は市外にあり、支店・支社が市内にある場合、申請は本社又は支店のどちらでしたら良いですか。
問 34	法人と個人それぞれで事業を営んでいますが、申請はどのように行えば良いですか。

#### ◆申請書類に関すること

問 35	「大分市中小企業等賃金引上げ奨励金交付申請書（様式第1号）」の申請者情報のうち、「所在地」の記載について教えてください。
問 36	確定申告書の写しの添付が必要な場合で、確定申告書の写しに受付印がない時は何を提出すれば良いですか。
問 37	市民税・県民税申告書の写しの添付が必要な場合、何ページの写しを提出すれば良いですか。
問 38	創業したばかりでまだ確定申告をしていない場合、何を提出すれば良いですか。
問 39	申請時点は法人になっていますが、個人事業者から法人化したことにより、証拠書類等の一部が個人事業者として作成されている場合、どうしたら良いですか。
問 40	「大分市中小企業等賃金引上げ奨励金交付申請書（様式第1号）」の交付申請の内容における引上げ対象労働者数は奨励金の上限額を超える人数を記載しますか。
問 41	奨励金の交付上限額（50万円）を超える場合、「賃金引上げ算定表（様式第2号）」に要件を満たす労働者全員を記載する必要がありますか。
問 42	添付資料のうち、賃金台帳の写しは必須ですか。

<a href="#">問 43</a>	雇用保険加入証明書とはどのような資料が必要ですか。
<a href="#">問 44</a>	申請事業者の名称と雇用契約書に記載の事業者の名称が異なっても問題ないですか。
<a href="#">問 45</a>	労働条件通知書（又は雇用契約書）及び賃金台帳では、具体的に何を確認しますか。
<a href="#">問 46</a>	従業員の氏名の変更に伴い、「賃金引上げ算定表（様式第2号）」と雇用契約書（労働条件通知書）の氏名が異なっても問題ないですか。
<a href="#">問 47</a>	市税完納証明書はどこで取得したら良いですか。また、いつ発行されたものを提出すれば良いですか。提出は写しでも大丈夫ですか。
<a href="#">問 48</a>	交付申請書の口座情報について、法人は代表者個人の口座情報を入力しても問題ないですか。
<a href="#">問 49</a>	法人申請で法人の口座が無い場合や、個人事業主申請で代表者名の口座が無い場合はどうしたらよいですか。

**◆ 奨励金の支払いに関すること**

<a href="#">問 50</a>	奨励金の振込日を指定することはできますか。
<a href="#">問 51</a>	奨励金の振込はいつ頃になりますか。
<a href="#">問 52</a>	予算上の想定より申請が多かった場合、受付はどうなりますか。

## ◆交付対象者に関すること

**問1** 交付対象となる中小企業者を教えてください。

大分市内に本社または本店もしくは支店・支社・事務所(個人事業主の場合は事業所)を有し、中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる中小企業者です。

業種分類	中小企業者（いずれかを満たす必要があります）	
	資本の額または出資の総額	常時使用する従業員数
製造業その他	3億円以下の会社	300人以下の会社及び個人
卸売業	1億円以下の会社	100人以下の会社及び個人
サービス業	5千万円以下の会社	100人以下の会社及び個人
小売業	5千万円以下の会社	50人以下の会社及び個人

※次のいずれかに該当する、いわゆる「みなし大企業」は対象となりません。

- ア 一の大企業（中小企業以外の企業をいう。以下同じ。）が当該中小企業の発行済み株式総数又は出資総額の2分の1以上を単独で所有し、又は出資しているもの
- イ 複数の大企業が当該中小企業の発行済み株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有し、又は出資しているもの
- ウ 役員の半数以上を大企業の役員又は従業員が兼務しているもの

**問2** 非営利法人（一般社団法人、NPO法人等）や協同組合は対象となりますか。

それぞれの根拠法に基づく設立登記をしており、資本金の額又は出資の総額が1億円未満（定められていない場合には、常時使用する従業員の数が100人以下であること）であれば、対象となります。なお、国、地方公共団体その他の公共団体から資本金、基本金等の4分の1以上の出資、出捐等を受けている場合は対象外となります。

**問3** 1つの法人で複数店舗（事業所）を経営している場合、店舗ごとに対象となりますか。

法人（または個人事業主）単位での申請となりますので、1つの法人で市内に複数店舗（事業所）を経営していても1つの申請にまとめていただく必要があります。なお、複数の法人を経営している場合は、それぞれの法人で申請が可能です。

**問4** 法人本社の住所（個人事業者の住所）は大分市外ですが、大分市内に事業所があります。交付の対象になりますか。

本社の住所が市外であっても、大分市内に事業所を有し、交付要件に該当する従業員を雇用していれば交付の対象となります。なお、申請は市内の事業所（支店・支社等）で行ってください。

<b>問5</b>	<b>交付対象とならない中小企業等の要件を教えてください。</b>
-----------	-----------------------------------

次に該当する中小企業等は対象外です。

- ①法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人 ※最終ページ参照
- ②政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体）
- ③国、地方公共団体その他の公共団体から資本金、基本金等の4分の1以上の出資、出捐等を受け、又は継続的な財政的援助を受けている者
- ④宗教上の組織又は団体
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- ⑥次のいずれかに該当する事業を営む者
  - ア 性風俗関連特殊営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。以下同じ。）
  - イ 性風俗関連特殊営業に係る接客業務受託営業（風営法第2条第13項に規定する接客業務受託営業をいう。）
  - ウ 公序良俗に反する事業その他奨励金の使途として社会通念上不適切であると認められる事業
- ⑦交付申請受付日において本市の市税を滞納している者
- ⑧従業員に対し支給した賃金が、当該賃金の支給日時点における最低賃金の額を下回っている者
- ⑨その他市長が適当でないと認める者

<b>問6</b>	<b>創業間もない法人（個人事業主）も交付対象となりますか。</b>
-----------	------------------------------------

創業後に支給している基本賃金から、さらに交付要件を満たす賃上げを行い従業員に支給した実績があれば対象となります。

<b>問7</b>	<b>すでに廃業した、または今後廃業を予定していますが、奨励金の申請はできますか。</b>
-----------	-----------------------------------------------

本奨励金は、事業の継続支援を目的としたものであるため、廃業を前提とした申請を受付けることはできません。

## ◆交付要件の対象となる労働者に関すること

**問8** 交付要件に該当する雇用する従業員の考え方を教えてください。

事業者と雇用契約を交わしている方で、大分市内に在住する方です。ただし、以下の方は含まないものとします。

- ①会社役員（ただし、従業員との兼務役員を除く）
- ②個人事業主本人（専従者(家族従業員)を除く）
- ③パートタイム労働者で以下に該当する者
  - ・日々雇い入れられる者
  - ・2ヵ月以内の期間を定めて雇用される者
  - ・季節的業務に4ヵ月以内の期間を定めて雇用される者
  - ・「1日または1週間の労働時間」および「1ヵ月の所定労働日数」がフルタイムの基幹的な働き方をしている従業員の4分の3以下である者

また、雇用契約によらず就労者に就労の機会を提供している場合も対象となりません。

**問9** 外国人労働者（特定技能や技能実習生など）も対象ですか。

要件に該当している場合、対象となります。

**問10** 交付申請時点において、既に退職している者は対象となりますか。

対象となりません。申請日において、交付対象者に雇用されている必要があります。

**問11** 1つの申請者（交付対象者）で申請できる労働者数に上限はありますか。

1つの申請者（交付対象者）につき、申請できる労働者数に上限はありませんが、奨励金の上限は1申請者（交付対象者）あたり50万円です。したがって、50万円を超える人数を記載した場合、奨励金は50万円となります。

**問12** 対象期間中に大分市内の事業所に転動してきた労働者は対象となりますか。

大分市内の事業所に勤務し、大分市内在住で、賃上げ要件を満たす賃金を3か月以上支給していれば対象となります。なお、対象期間（1月1日～12月31日）中の賃上げであれば、大分市外の事業所で賃上げされていても対象となります。添付資料により賃上げ要件を満たすことが確認できる必要があります。

## ◆対象賃金に関すること

### 問13 最低賃金との比較方法を教えてください。

基本給及び一部諸手当を厚生労働省が示す計算方法によって算出・比較します。基本給及び一部諸手当の金額が労働条件通知書（又は雇用契約書）及び賃金台帳で確認できる必要があります。

<参考>

- ・最低賃金の計算方法（厚生労働省ホームページ）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/chingin/newpage\\_43899.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/chingin/newpage_43899.html)

- ・最低賃金の対象となる賃金（厚生労働省のホームページ）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/chingin/newpage\\_43898.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/chingin/newpage_43898.html)

### 問14 定額の手当（役職手当など）は、賃上げの対象となりますか。

対象となりません。基本賃金の賃上げ（ベースアップ）のみが対象となります。

※ベースアップとは、個々の従業員の勤続年数又は業績評価に基づく昇給（就業規則や労働条件通知書等に定められている昇給）を除き、従業員の基本給単価を引き上げることをいいます。

ただし、最低賃金に満たない額から最低賃金までの増額は、これに含みません。

なお、「ベースアップ」という制度上の呼称がない場合であっても、実質的に上記の定義に当てはまる場合は、ベースアップとして取り扱って差し支えありません。

### 問15 基本給の計算には、定期昇給も含まれますか。

含まれません。基本賃金の賃上げ（ベースアップ）のみで計算してください。

### 問16 賃金の支払方法が時間給や日給であっても対象ですか。

対象となります。賃金の支払方法（時給・日給・週給・月給・年俸）は問いません。

### 問17 繁忙期や平常時などで異なる時給を設定している場合、対象となりますか。

（例） 平常時：時給 1,100 円 繁忙期（GW、お盆、年末年始）：1,300 円

この場合、対象従業員の最も低い時給（基本的な賃金）が比較対象となります。また、時間帯や曜日によって時給が異なる場合についても、低い額が比較対象となります。

<b>問18</b>	<b>「非正規労働者」から「正規労働者」への転換で、賃上げ要件を満たした場合、対象となりますか。</b>
------------	------------------------------------------------------

従業員の雇用形態が変更されるものであり、賃上げではないため、対象とはなりません。

<b>問19</b>	<b>固定残業代を採用している場合、申請時の注意点はありますか。</b>
------------	--------------------------------------

固定残業代を採用している場合、労働条件通知書（又は雇用契約書）及び賃金台帳で固定残業代を除いた基本給の額が確認できる必要があります。

<b>問20</b>	<b>対象期間内に複数回の賃金の引上げを行うことで賃上げ要件を満たした場合は対象となりますか。</b>
------------	-----------------------------------------------------

対象となります。ただし、複数回の賃上げを行った根拠書類（賃金台帳等の写し）が必要です。

<b>問21</b>	<b>12月に賃上げをした場合は交付対象となりますか。</b>
------------	---------------------------------

賃上げ対象期間は1月1日から12月31日までの1年となりますが、交付対象となるには、要件を満たす賃上げをして、対象期間内に3か月以上引き上げた賃金を労働者へ支給している必要があります。したがって、その年の12月の賃上げだけでは対象とならず、遅くとも10月には賃上げを行い、10月から12月の3か月の支給実績が必要となります。

<b>問22</b>	<b>賃上げ対象期間内に最低賃金の改定があった場合はどうなりますか。</b>
------------	----------------------------------------

交付申請前であれば考慮する必要があります。問23の例示（非正規従業員の場合の<対象となる場合>イ・ウ・オおよび<対象とならない場合>エ・オ・カ）を参考にしてください。

<b>問23</b>	<b>賃上げを行った際に、交付の対象となる場合と対象とならない場合を教えてください。</b>
------------	------------------------------------------------

基本的な要件は次の3点です。

- ①引き上げの前後において、賃金支給時点の最低賃金を下回っていないこと
  - ②交付申請予定日において、賃金支給額がその時点の最低賃金を下回っていないこと
  - ③正規従業員、非正規従業員それぞれの賃金引上げ及び支給要件を満たしていること
- 次のとおり例を示します。

・正規従業員の場合

例) 賃上げ前基本賃金：月給20万円 → 賃上げ後基本賃金：月給20万5千円  
 賃上げ後、3か月以上連続して賃金支給済み  
 1日の労働時間：8時間、年間労働日数250日、最低賃金1,035円の場合

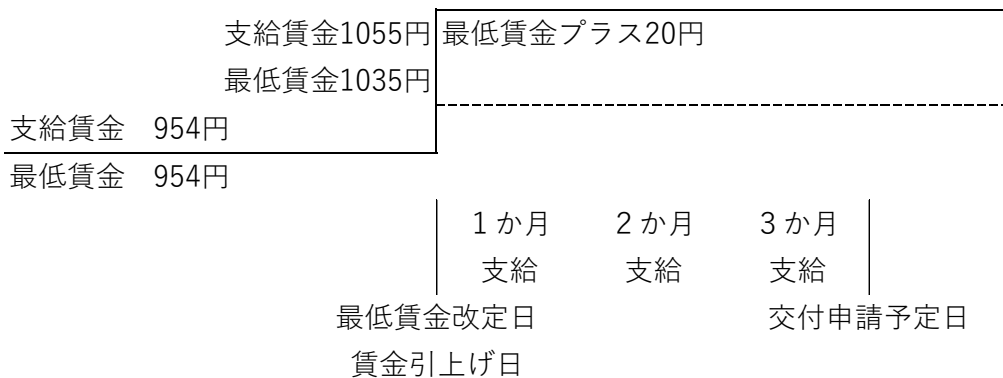
・最低賃金との比較：(賃上げ前)  $(20万円 \times 12か月) \div (250日 \times 8時間) = 1200円$   
 (賃上げ後)  $(20万5千円 \times 12か月) \div (250日 \times 8時間) = 1230円$   
 →賃上げ前後ともに最低賃金以上

・賃上げ率の計算：賃上げ分すべてがベースアップの場合  
 $(205,000円 - 200,000円) \div 200,000円 \times 100 = 2.5\%$   
 2.0%以上の賃上げ⇒交付対象  
 賃上げ分のうち、2千円が定期昇給分の場合  
 ベースアップ分：5,000円 - 2,000円 = 3,000円  
 $(203,000円 - 200,000円) \div 200,000円 \times 100 = 1.5\%$   
 2.0%未満の賃上げ⇒交付対象外

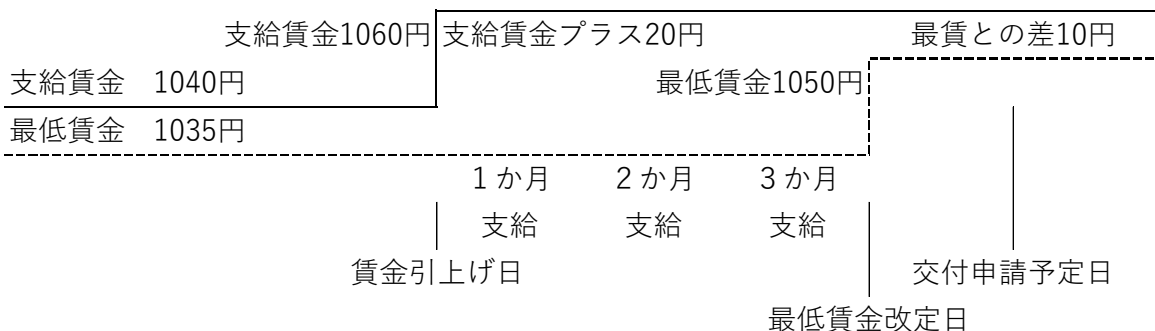
・非正規従業員の場合

<対象となる場合>

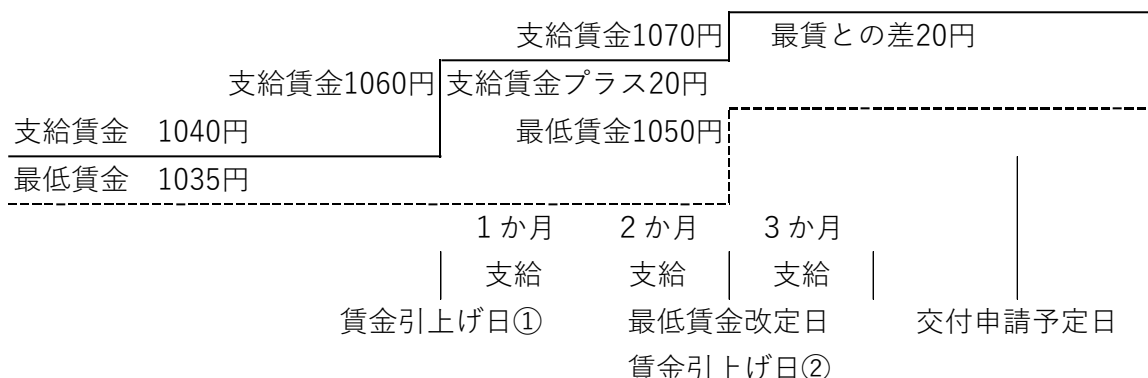
ア. 賃金引上げ前後において最低賃金を下回ることなく、賃金引き上げ後が最低賃金を20円上回っている



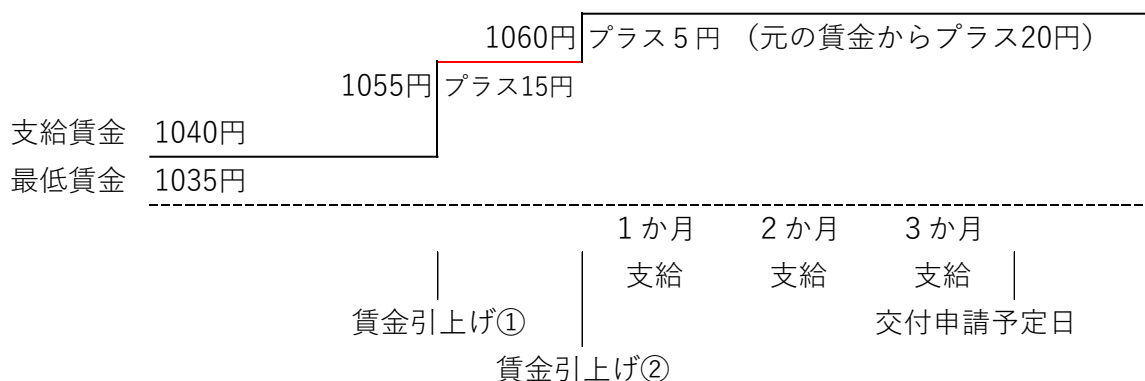
イ. 賃金引き上げ前後ともに最低賃金及び引上げ要件を上回っており、3か月支給後、最低賃金の改定により申請予定日時点では対象金額未満となった



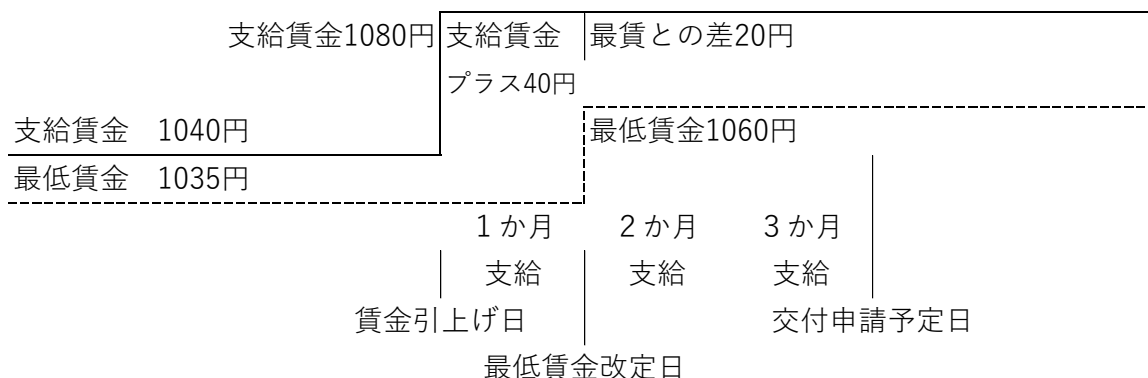
ウ. 賃金引き上げ前後ともに最低賃金及び引上げ要件を上回っており、3か月支給途中で最低賃金が改定されたが、改定後に再度引き上げて支給した



エ. 賃金引き上げ前後ともに最低賃金を上回っており、段階的な引上げによりもともとの支給額が当初の引き上げ前賃金の20円以上となった



オ. 賃金引き上げ前後ともに最低賃金を上回り、当初は賃上げ前から40円上回っていたが、支給途中で最低賃金が改定され引上げ額が縮小した(+20円)  
 ⇒3か月キープしていたのは20円の引上げなので奨励金15,000円を適用



<対象とならない場合>

ア. 交付申請予定日において最賃プラス20円となっているが、賃金引き上げ前の支給賃金が支給日時点の最低賃金を下回っている

支給賃金	1055円	最賃プラス20円		
最低賃金	1035円			
<hr/>				
支給賃金	1000円			
引上げ前 賃金支給		1か月 支給	2か月 支給	3か月 支給
	賃金引上げ日			交付申請予定日

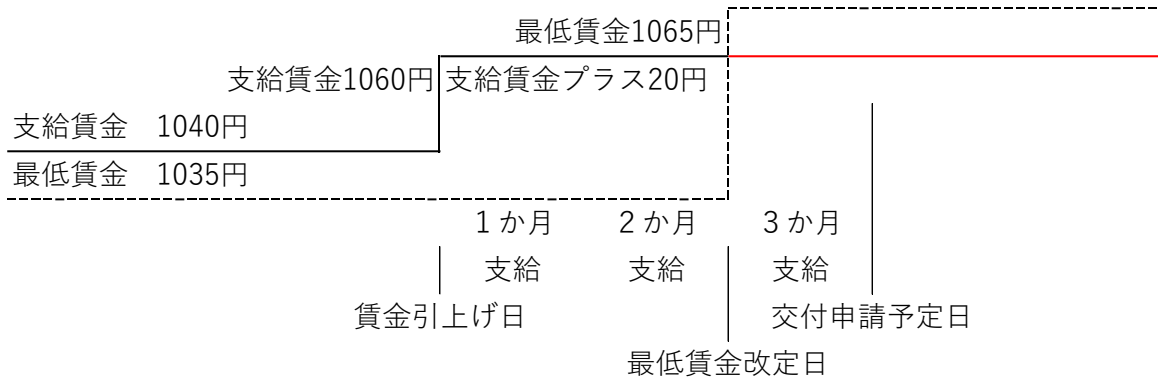
イ. 賃金引き上げ前後ともに最低賃金を下回っておらず、20円以上の引上げが行われているが、最低賃金額と同額の引上げにとどまる（最低賃金への対応の賃上げは対象外）

支給賃金	1035円	支給賃金プラス81円		
最低賃金	1035円			
支給賃金	954円			
最低賃金	954円	1か月 支給	2か月 支給	3か月 支給
	最低賃金改定日 賃金引上げ日			交付申請予定日

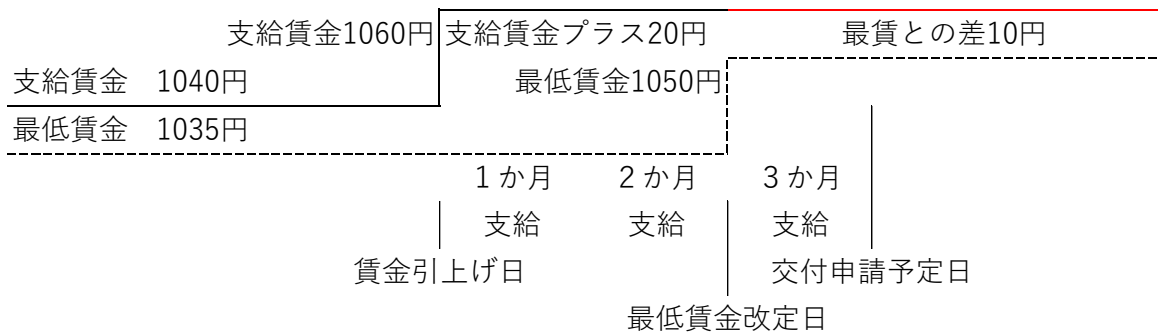
ウ. 賃金引き上げ前後ともに最低賃金を上回っているが、引き上げ後の賃金が引き上げ前賃金の20円未満

支給賃金	1055円	支給賃金プラス15円		
支給賃金	1040円			
最低賃金	1035円			
<hr/>				
		1か月 支給	2か月 支給	3か月 支給
	賃金引上げ日			交付申請予定日

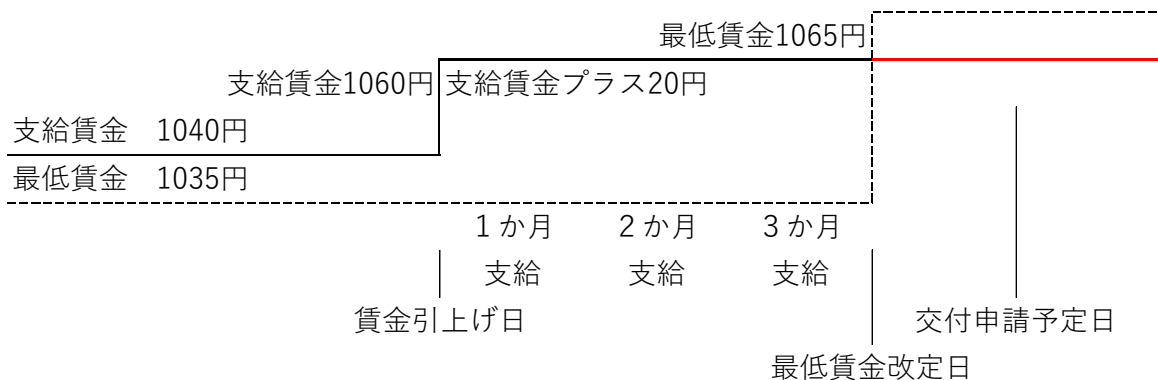
エ. 賃金引き上げ前後ともに最低賃金を上回っているが、最低賃金の改定によって3か月目の支給賃金が最低賃金を下回った



オ. 賃金引き上げ前後ともに最低賃金を上回っているが、最低賃金の改定によって3か月目の支給賃金が引上げ要件額を下回った



カ. 賃金引き上げ前後ともに最低賃金及び引上げ要件を上回っているが、最低賃金の改定により、申請予定日時点で支給賃金が最低賃金を下回った



## ◆申請手続きに関すること

### 問24 申請期間を教えてください。

前期と後期に分けて申請受付を行います。受付は先着順です。

#### ①前期

従業員規模	受付開始日	受付終了日
20人以下	令和8年8月 3日(月) ~	令和8年9月30日(水)
21人以上	令和8年8月13日(木) ~	

※従業員規模によって受付開始日が異なりますのでご注意ください

#### ②後期 令和8年12月頃を予定しています。(詳細はあらためてお知らせします)

なお、申請は1交付対象者につき1年度に1回となりますので、前期と後期の2回に分けて申請することはできません。

### 問25 申請方法を教えてください。

電子申請を基本とします。なお、インターネット環境が無いなど電子申請が困難な場合は申請サポート窓口を設置しますので、必要書類を準備し市役所第2庁舎までお越しください。

なお、郵送による申請もできますので、電子申請フォームにて添付資料の添付が困難な場合は添付資料のみの郵送提出も可能です。

#### 【電子申請(原則)】

- ・大分市のホームページの申請フォームから申請してください。24時間申請ができます。

#### 【申請サポート窓口】

- ・大分市役所第2庁舎1階の申請サポート窓口までお越しください。

開設時間：午前9時00分から午後5時00分      開設期間：申請期間と同様

#### 【郵送による申請(添付資料の送付も同様)】

- ・〒870-0023 大分市長浜町2丁目7-22 (株)マイダスコミュニケーション内)

大分市中小企業等賃上げ奨励金事務センター 宛て 郵送してください。

### 問26 申請書類はどこで入手することができますか。

電子申請を行う場合は、紙による申請書は不要です。

なお、紙の申請書が必要な場合は、大分市のホームページからダウンロードすることができます。

<大分市 HP> <https://www.city.oita.oita.jp/o154/baseup/shoreikin.html>



また、大分市役所第2庁舎1階の申請サポート窓口および各支所にも申請書類を設置します。

<b>問27</b>	<b>支所で申請書類を受け取り、提出することもできますか。</b>
------------	-----------------------------------

支所で申請書類のお渡しはできますが、申請については大分市役所第2庁舎1階の申請サポート窓口までお越しいただくか、郵送にて提出をお願いします。

<b>問28</b>	<b>申請書類一式を郵送してもらうことはできますか。</b>
------------	--------------------------------

書類発送のご依頼について、個別の対応はできませんので、大分市役所第2庁舎1階の申請サポート窓口や各支所にてお受け取りください。

<b>問29</b>	<b>申請サポート窓口に向う場合、何を準備すれば良いですか。</b>
------------	------------------------------------

申請書や添付資料など、必要書類一式をご準備ください。また、様式第2号の賃金引上げ算定表は作成のうえ、ご持参をお願いします。

<b>問30</b>	<b>申請サポート窓口の予約はできますか。</b>
------------	---------------------------

予約の受付は行っていません。

大分市役所第2庁舎1階の窓口にて、順番に対応します。

なお、受付開始当初は大変混雑することが予想されますので、あらかじめご了承ください。

<b>問31</b>	<b>申請期限は申請方法により異なりますか。</b>
------------	----------------------------

電子申請の場合は、各期間の最終日（第1回目は令和8年9月30日）の23時59分まで、申請サポート窓口の場合は、各期間の最終日の窓口開設時間内、電子申請の添付書類の郵送は各期間最終日の当日消印有効です。なお、郵送による申請については、最終日必着とします。

<b>問32</b>	<b>申請後、不備の指摘を受けた書類はいつまでに提出すれば良いですか。</b>
------------	-----------------------------------------

申請期間中にご提出ください。それが難しい場合でも、不備の指摘を受けてから一週間以内に提出いただくよう、ご協力をお願いします。

<b>問33</b>	<b>本社・本店は市外にあり、支店・支社が市内にある場合、申請は本社又は支店のどちらでしたら良いですか。</b>
------------	----------------------------------------------------------

申請は大分市内の支店・支社で行ってください。

<b>問34</b>	<b>法人と個人それぞれで事業を営んでいますが、申請はどのように行えば良いですか。</b>
------------	-----------------------------------------------

法人と個人それぞれで事業を営んでいる場合は、まとめて申請を行うのではなく、法人と個人に分けて申請を行ってください。

#### ◆申請書類に関すること

<b>問35</b>	<b>「大分市中小企業等賃金引上げ奨励金交付申請書（様式第1号）」の申請者情報のうち、「所在地」の記載について教えてください。</b>
------------	---------------------------------------------------------------------

法人の場合、大分市内の事業所所在地を記載してください。

個人事業主の場合、事業所の所在地を記載してください。（自宅事務所であれば、自宅住所）

なお、法人の場合で添付する「履歴事項全部証明書の写し」や、個人事業主の場合で添付する確定申告書（第一表）の写しに記載されている所在地（住所）と異なる場合は、大分市内の事業所の所在地がわかる書類を追加で添付してください。（事業所物件の賃貸契約書や事業用の公共料金の領収書など）

<b>問36</b>	<b>確定申告書の写しの添付が必要な場合で、確定申告書の写しに受付印がない時は何を提出すれば良いですか。</b>
------------	----------------------------------------------------------

以下の書類を受付印のない確定申告書に追加して提出してください。

##### 【電子申告の場合】

- ・ e-Tax から「メール詳細（受信通知）」を印刷したもの

※確定申告書に受付番号及び受付日時が印字されている場合は不要です。

##### 【書面申告の場合】

- ・「法人税確定申告書」を提出の方 ➡ 税務署が発行する「納税証明書（その2 所得金額の証明）」の写し
- ・「市民税・県民税の申告書の控え」を提出の方 ➡ 大分市税制課が発行する「納税証明書」の写し

<b>問37</b>	<b>市民税・県民税申告書の写しの添付が必要な場合、何ページの写しを提出すれば良いですか。</b>
------------	---------------------------------------------------

1面（表面）の写しを提出してください。

マイナンバーの記載がある場合には、全て黒塗りにしてください。

**問38** 創業したばかりでまだ確定申告をしていない場合、何を提出すれば良いですか。

法人の場合は「履歴事項全部証明書の写し」、個人事業主の場合は「開業届の写し」を提出してください。

**問39** 申請時点は法人になっていますが、個人事業者から法人化したことにより、証拠書類等の一部が個人事業者として作成されている場合、どうしたら良いですか。

「法人設立届出書」または「個人事業の開業・廃業届出書」を追加して提出してください。

**問40** 「大分市中小企業等賃金引上げ奨励金交付申請書（様式第1号）」の交付申請の内容における引上げ対象労働者数は奨励金の上限額を超える人数を記載しますか。

奨励金の交付上限額（50万円）を大きく超える対象労働者がいる場合は、上限額（50万円）を超えるところまでの人数の記載で構いません。なお、全員の人数を記載しても問題ありません。

**問41** 奨励金の交付上限額（50万円）を超える場合、「賃金引上げ算定表（様式第2号）」に要件を満たす労働者全員を記載する必要がありますか。

上限額を超える人数分までの記載で構いませんが、同様の労働条件の従業員は同様の賃金引上げが行われているものと想定しています。

（例）社内に40円賃上げをした非正規労働者（奨励金3万円/人）が20名いる場合

→17人まで記載：3万円×17人＝51万円 ⇒ 上限の50万円の交付

なお、添付書類についても「賃金引上げ算定表（様式第2号）」に記載した従業員分のご提出をお願いします。

**問42** 添付資料のうち、賃金台帳の写しは必須ですか。

賃金台帳は、法律により作成と保存が義務付けられているものですので、従業員を雇用していれば必ず備え付けられているものですが、その他の賃金引上げ前後における基本給単価と賃金支払い実績、雇用保険料等の控除のわかる書類があればその写しの提出でも構いません。

※基本給単価とは、雇用する労働者に対し支払うべき基本給（労働の対価として支払う賃金から、賞与及び各種手当を除いたものをいう。）を算出するための単価であって、時間、日、週、月又は年を単位とするものを言います。

<b>問43</b>	<b>雇用保険加入証明書とはどのような資料が必要ですか。</b>
------------	----------------------------------

ハローワーク（公共職業安定書）で発行される「雇用保険被保険者証」（写）又は「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」（写）を提出してください。

※「事業所別被保険者台帳」は対象外となります。

<b>問44</b>	<b>申請事業者の名称と雇用契約書に記載の事業者の名称が異なっても問題ないですか。</b>
------------	-----------------------------------------------

（例）・雇用契約書の社名が、旧社名のままで、更新できていない。

- ・雇用契約書には、勤務場所である支店名が記載されているが、申請は本店がまとめて申請するため、名称が異なっている。

申請を妨げるものではありませんが、社名変更等や本店、支店の確認のため、証拠書類として履歴事項全部証明書などの追加書類を提出していただくことになります。

<b>問45</b>	<b>労働条件通知書（又は雇用契約書）及び賃金台帳では、具体的に何を確認しますか。</b>
------------	-----------------------------------------------

労働条件通知書又は雇用契約書では、申請のあった法人（又は個人事業主）に雇用されている事実、基本給単位、雇用期間の定めの有無、社会保険への加入状況等を確認します。

一方、賃金台帳では、賃金引上げ前後の基本給や雇用保険料等の控除を確認しています。

<b>問46</b>	<b>従業員の氏名の変更に伴い、「賃金引上げ算定表（様式第2号）」と雇用契約書（労働条件通知書）の氏名が異なっても問題ないですか。</b>
------------	-----------------------------------------------------------------------

申請を妨げるものではありませんが、氏名の変更が確認できる資料の提出をお願いします。

<b>問47</b>	<b>市税完納証明書はどこで取得したら良いですか。また、いつ発行されたものを提出すれば良いですか。提出は写しでも大丈夫ですか。</b>
------------	---------------------------------------------------------------------

市税完納証明書は大分市役所の税制課、東部・西部資産税事務所、各支所、各連絡所で発行しています（手数料がかかります）。

取得に必要な書類等の詳細は、大分市ホームページ（市税に関する証明書）をご確認ください。

➡ <https://www.city.oita.oita.jp/o034/kurashi/zekin/1472519674278.html>

また、提出は写しでも原本でも構いませんが、申請日の直近で発行されたものを提出してください。なお、申請日より1ヵ月以上前に発行されたものは無効となりますのでご注意ください。

※申請者が法人の場合、代表者個人ではなく法人の市税完納証明書を提出してください。

<b>問48</b>	<b>交付申請書の口座情報について、法人は代表者個人の口座情報を入力しても問題ないですか。</b>
------------	---------------------------------------------------

奨励金の交付は申請者（法人または個人事業主）に対して行いますので、法人の場合は法人の口座情報、個人事業主の場合は、個人事業主本人の口座情報の入力をお願いします。

<b>問49</b>	<b>法人申請で法人の口座が無い場合や、個人事業主申請で個人事業主本人の口座が無い場合はどうしたらよいですか。</b>
------------	-------------------------------------------------------------

法人申請で法人の口座が無い場合や、個人事業主申請で個人事業主本人の口座が無い場合など、申請者名と異なる振込口座を指定する場合は委任状を添付してください。

なお、委任状は原本を提出していただく必要がありますので、窓口もしくは郵送にて提出をお願いします。

#### ◆奨励金の支払いに関すること

<b>問50</b>	<b>奨励金の振込日を指定することはできますか。</b>
------------	------------------------------

奨励金の振込日を指定することはできません。

「大分市中小企業等賃金引上げ奨励金交付決定通知書（様式第4号）」と共に発送する案内文書にて振込予定日をお知らせしますので、ご確認ください。

<b>問51</b>	<b>奨励金の振込はいつ頃になりますか。</b>
------------	--------------------------

申請の受付後、書類の不備等がなければ、約4週間程度での振込を予定しています。

<b>問52</b>	<b>予算上の想定より申請が多かった場合、受付はどうなりますか。</b>
------------	--------------------------------------

予算の範囲内で奨励金を交付することとなりますので、想定より申請が多く予算がなくなる場合は受付期間中であっても受付を終了します。なお、申請は先着順です。

また、受付期間中に予算上限に達する場合、予算額に達した日が受付終了日となり、受付終了日の受付につきましては、受付後に抽選を行い受付の可否を決定します。

【 参考：法人税法・別表第一に規定する公共法人 】

※交付対象外

名称	根拠法
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法
株式会社国際協力銀行	会社法及び株式会社国際協力銀行法
株式会社日本政策金融公庫	会社法及び株式会社日本政策金融公庫法
港務局	港湾法
国立大学法人	国立大学法人法
社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金法
水害予防組合	水害予防組合法
水害予防組合連合	
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
地方公共団体	地方自治法
地方公共団体金融機構	地方公共団体金融機構法
地方公共団体情報システム機構	地方公共団体情報システム機構法
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法
地方税共同機構	地方税法
地方道路公社	地方道路公社法
地方独立行政法人	地方独立行政法人法
独立行政法人（財務大臣が指定をしたものに限る）	独立行政法人通則法及び同法第一条第一項に規定する個別法
土地開発公社	公有地の拡大の推進に関する法律
土地改良区	土地改良法
土地改良区連合	
土地区画整理組合	土地区画整理法
日本下水道事業団	日本下水道事業団法
日本司法支援センター	総合法律支援法
日本中央競馬会	日本中央競馬会法
日本年金機構	日本年金機構法
日本放送協会	放送法
福島国際研究教育機構	福島復興再生特別措置法